

## 確定申告Q&A

### Q. 生命保険が満期時の申告は？

平成21年中に生命保険が満期になりました。申告をしなければいけないでしょうか。

**A. 必要です。**

生命保険等の満期や解約の際の一時金は、一時所得に該当し、課税対象所得となりますので申告が必要です。生命保険契約等に基づく一時所得の計算は、(一時金+剰余金・割戻金-保険料または掛金の総額-50万円)÷2で求めた金額です(0円以下となる場合、一時所得は0円となり、他の所得と損益通算はできません)。なお、一時所得が0円である場合は、申告する必要はありません。

### Q. 個人年金の申告は？

生命保険の契約に基づく年金の受け取りがありました。申告を

しなければいけないでしょうか。

**A. 必要です。**

生命保険契約等及び損害保険契約等に基づく年金は、雑所得に該当し、課税対象所得となりますので、申告が必要です。生命保険契約等に基づく雑所得の計算は(支払金額-年金の支払金額に対応する保険料額)で求めた金額です(0円以下となる場合は公的年金等の雑所得と損益通算はできません)。通算することはできません。

### Q. 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の控除は？

国民健康保険税を支払っていましたが、社会保険料控除の対象になりますか。また、後期高齢者医療保険料を支払った場合は対象になりますか。

**A. どちらも受けられます。**

## その他の税金に関するお知らせ

### 適正納付でまごころ

#### 要介護認定者の障害者控除

障害者手帳を持っていない人でも、介護認定を受けている65歳以上の人で、障害者手帳を取得できる程度の人や常に寝たきりの状態にある場合は、申請に基づき市が発行する「障害者控除対象者認定書」により、障害者手帳を持っている人と同等の障害者控除を受けることができる場合があります(所得税や市県民税が課税されている人に限ります)。

控除を受けようとする場合は、市福祉課、市保健福祉部邑久分室、市牛窓支所、市裳掛出張所に設置してある障害者控除対象者認定申請書(市ホームページからも入手できます)を提出してください。申請してから障害者控除対象者認定書の交付まで10日程度かかります。

なお、この認定書は、障害者控除の適用にのみ有効であり、身体障害者手帳の代わりとなるものではありません。

▽認定基準日  
平成21年12月31日現在の認定状況に基づく  
※平成21年12月31日現在で障害者手帳の交付を受けている人は、この障害者手帳により障害者控除を受けることができます。

■申請先  
市福祉課  
☎0869-26-5943  
市保健福祉部邑久分室  
☎0869-22-1810  
市牛窓支所  
☎0869-34-3431  
市裳掛出張所  
☎0869-25-0004  
市ホームページ  
[http://www.city.setouchi.lg.jp/life/support05\\_4.html#kouzyonintei](http://www.city.setouchi.lg.jp/life/support05_4.html#kouzyonintei)

平成21年1月1日から12月31日までに申告者本人が支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の全額が控除の対象となります。なお、年金から差し引かれた場合は年金受給者の控除となります。年末調整で申請をしなかった人や年金受給者は、確定申告をすると保険料などが所得から控除され、所得税・市県民税が少なくなることがあります。

### Q. 10万円以下の医療費の控除は？

平成21年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除にはならないでしょうか。

**A. 所得によって受けられます。**

医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ないほうの金額を超える額が対象となります。そのため、総所得金額等が200万円未満の人であれば、支払った医療費が10万円以下の場合でも医療費控除の対象となる場合がありますので、領収書は必ず保管しておいてください。

### 軽自動車税の納期限が5月末に変更

軽自動車税は、4月1日現在で市内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に掛かる税金です。

平成22年度から軽自動車税の納期限が4月末日から5月末日に変更になります。5月中旬ごろに納税通知書が届きます。

※平成21年度に発行した納税証明書の有効期限が平成22年4月29日となっています。それ以降5月末日までに車検を受ける人については、有効期限が5月30日となった納税証明書を新たに渡します。市税務課・各支所・出張所に申し出てください。

### 農耕作業用自動車の軽自動車税

コンバインやトラクターなどで乗用装置のある農耕作業用自動車は、道路を走行するしないにかかわらず、小型特殊自動車として、

なお、医療費控除は支払った医療費が還付されるものではなく、所得税・市県民税の所得控除となりますので、所得税等源泉徴収されているものがない場合、還付される金額はありません。

※医療費の中には控除の対象とならないものがあります。

(例)

- ・インフルエンザの予防接種費用
- ・医師の診断書作成費用
- ・人間ドックや健康診断の費用(ただし、診断の結果重大な病気が発見され、その病気の治療を受けた場合は対象になります)

詳しくは、税務署または市税務課市民税係までお問い合わせください。

### Q. 障害者手帳での控除は？

障害者手帳を持っていますが、控除の対象になりますか。

**A. 対象になります。**

給与所得者は年末調整の際に勤務先へ申請してください。また、年金受給者等で障害者控除を受けていない人は、確定申告の際に手帳をお持ちください。

小型特殊自動車(農耕用)の定義	
大きさ	制限なし
速度	時速35km未満
総排気量	制限なし

軽自動車税の課税対象となります。税額は、年間1,600円です。

#### ▽届け出に必要なもの

- ・印鑑
- ・販売証明書などの車名、車体番号が分かるもの

■問い合わせ先  
市税務課

☎0869-22-1114

